

5.6日 26.27日

免除する。審査申込書右下の受審者連絡欄へ第一次通過日を朱書きで記載のこと)

六段(3月26・27日受審)

令和3年3月25日までの

五段合格者

受審対象地連

八段 東北地区・関東地区  
各連合会、北海道・新潟県・長野県・富山県・石川県・静岡県・愛知県各地連に所属する地連会員

六段 千葉県・東京都・神奈川県・山梨県各地連に所属する地連会員

会場住所

全弓連中央道場 東京都渋谷区代々木神園町1-1

☎03(5302)5865

学科試験

六段(3月5・6日受審)

①生気体と死気体について述べなさい。

②指導者として自己の修練の在り方を述べなさい。

六段(3月25・26日受審)

①三位一体について述べなさい。

②介添の心得について述べなさい。

【南関東第1地区】特別臨時中央審査会

六段審査2日間開催について(受審者の皆様へ)

六段審査会は、それぞれ2日間に分けて開催いたします。

お申込みにあたっては、受審の希望日については、下記の何れかをご指定の上、審査申込書の右下「審査施行日」欄にご記入ください。

・審査会 六段の部

「3月5日(土)」、「3月6日(日)」、「両日可」

「3月26日(土)」、「3月27日(日)」、「両日可」

両日を適切な人数で調整いたしました。都合のつく方は両日可のご協力をお願いいたします。

受審者(受審期日)一覧は、地連宛に通知するとともに本連盟ホームページへ掲載いたします。

九州第2地区

特別臨時中央審査会

主管 福岡県弓道連盟

期日 3月20日(日)

種別・会場

七段 福岡武道館弓道場

六段 東平尾公園博多の森弓道場

中央審査会係 ☎03(6447)2980

(5)本連盟受付以後、個人的理由による欠席の場合、審査料の返金は行わない。

6. 注意事項

(1)申込手続の際には所属地連の締切日に十分注意すること。会員から本連盟に直接申し込みをすることとはできない。必ず地連が取り纏めて行うこと。

(2)申込書は氏名欄を除き、パソコン入力、複写使用を可とする。氏名欄は、ボールペン又は万年筆で自筆により記載すること。

(3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。

(4)審査会における服装は、教士、練士及び五段以上については和服とする。その他については原則として弓道衣とする。いずれも必ず本弓連会員章をつけること。

(5)開会式・矢渡・特別演武は行わない。

(6)入館時に受付で「検温」を行う。平熱を超える発熱(おおよそ37度5分以上)ならびに体調不良者は入館及び受審できない。

(7)受審者は第一控(行射時以外)はマスク着用のこと。

(8)練士・教士・七段は休憩ごとに第一次通過者を発表する。第一次通過者以外の受審者は速やかに退館すること。

(9)審査会において受付時間に遅刻、又は呼出しに応じなかった者は棄権と見なす。棄権した者には審査料の返還はしない。

(10)会場へは、公共の交通機関を利用すること。

(11)受審者を対象に主催者が傷害保険に一括加入するが、受審者各位においてもスポーツ安全保険に加入することが望ましい。

(12)受審者はマスク・健康保険証を持参のこと。

(13)申込み締切後、進行表を地連に通知し立順番号ごとの入館指定時間を、本連盟のホームページに掲載する。指定時間前に入館はできない。

(14)冬期間(11月~3月)寒い時期の弓道場では「和服(褌袴)下に筒袖(色は不問)または稽古着等の着用」を推奨している。

(15)審査当日、会場及び受審者対象地に「国の緊急事態宣言」が発出された場合、宣言の内容により当該審査会を中止する場合があります。代替審査会については別途検討するものとする。

(16)実施要項に示す受審対象地連以外からの受審はできない。

7. 映像の取り扱いについて

個人が撮影した画像・動画などのインターネット配信等については、撮影者において、被写体となる方の同意を得るなどとして、肖像権侵害等の問題を生じないよう、十分に配慮すること。権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。

8. その他 審査申込書に記載される個人情報利用目的について

審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。ただし、下記(2)の月刊「弓道」・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。

(1)関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)

(2)審査結果報告として、地連会長宛文書及び月刊「弓道」・ホームページへの掲載(氏名、所属地連、既得の称号又は段位)

※令和3年度審査会を第一次審査を通過し、第二次審査の免除資格を有する場合、八段受審者は以降連続5回まで、七段・教士・練士受審者は次回審査の第一次審査を免除する。次回審査申込み締切日を過ぎている場合は、本連盟事務局に連絡して直ちに審査申込を行うこと。この場合、審査申込書右下の受審者連絡欄へ第一次審査日を朱書きで記載のこと。

※令和3年度の中央審査会は新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、要項の内容を変更する場合があります。

以上